

○妊産婦健診休暇

・概要

- (1) 妊産婦である職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合に取得できる。
- (2) 取得できる回数は下表のとおり定められているが、医師等の特別な指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数を取得することができる。

妊 娠 週 数	回 数
妊娠満23週まで	4週間に1回
妊娠満24週から満35週まで	2週間に1回
妊娠満36週から出産まで	1週間に1回
産後1年まで	1回

・関係法令等

- (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第14条、第16条
- (2) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第13条第5号、第16条、第19条
- (3) 福島県教育庁等に勤務する職員の休暇等に関する取扱要領 第4の6
- (4) 市町村学校管理規則

・事務処理

時 期	処 理 内 容
申 出	職員は、事前に「休暇（欠勤）願」を校長に提出する ※ 医師の診断書、母子健康手帳等妊娠事実を証明する書類を添付又は呈示すること ※ 校長の場合は、市町村教育長に提出する
承 認	校長は、症状等を確認し、承認する
処 理	出勤簿等、関係書類の記載整理をする
保 管	関係綴りに保管する

・留意事項

- (1) 1日の正規の勤務時間の範囲内で、必要と認められる時間を取得できる。
- (2) 「1回」とは、健康診査とその結果に基づく保健指導をあわせたものをいい、健康診査及び保健指導が別の日に実施される場合はそれぞれ必要な時間を取得できる。
- (3) 休暇の集計は、1日又は半日若しくは時間単位で計算する。

以 下 余 白